

下水道使用料の賦課漏れについて

1. 内容

2021（令和3）年1月6日（水）に打越町にある集合住宅の所有者から提出された書類の確認のため、下水道使用料賦課状況を確認したところ、当該集合住宅については、本来、2020（令和2）年6月より賦課すべきであったものの、下水道使用料を賦課していないことが判明しました。

2. 概況

対象者	15世帯 対象期間に集合住宅1棟13戸に入居されていた世帯
対象期間	令和2年7月検針分から令和3年1月検針分まで
賦課額	126,098円（1世帯当たり245円～15,860円）

3. 原因

2020（令和2）年3月31日付けの公共下水道供用開始告示後、同年6月の下水道使用料の賦課リストの作成時において入力漏れが生じたこと、及び、通常行っている作成後における確認について、急を要する業務が多忙であったことから、その確認を怠ったことによるものです。

4. 今後の対応

対象世帯に対し、謝罪の上、事情説明を行い納付相談を実施してまいります。

また、今後につきましては、リストの作成に際して、必ず複数人にて確認を行い、誤りが無いよう徹底することにより、再発防止に努めます。

なお、2020（令和2）年3月31日付けの公共下水道供用開始告示における、他の使用者については、賦課漏れがないことを確認しております。

【お問い合わせ先】

環境水道部 お客さまセンター長 小野 直宏

電話：06-6903-8149 E-mail:sui02@city.kadoma.osaka.jp